

【PPP2007 : No.9】

公益法人制度改革と指定管理者制度

公益法人制度改革が PPP 制度にも大きな変化をもたらす。なぜならば、これまで地方自治体の社団・財団をはじめとする出資団体等が担ってきた業務についても公益性の有無に関する判断が必要となるからである。

公益法人改革は、一般社団・財団法人法、公益法人認定法に基づくものであり、両法は公布日である平成 18 年 6 月 2 日から二年六カ月を超えない範囲で政令により定める日から施行の予定となっている。今回の改革の内容は、民間非営利部門の発展を促進するため、現行の主務官庁による公益法人の設立許可を見直し、登記のみで法人が設立できる制度とし、設立法人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人について、民間有識者による委員会の意見に基づいて公益法人に認定する制度に改革することである。

すなわち、法人の設立は、登記のみで可能となる。但し、その段階では一般社団法人、一般財団法人であり公益法人とは位置づけられない。設立した一般社団法人、一般財団法人が希望し、委員会の審査に基づく行政庁の認定を経て公益社団法人、公益財団法人となる。これまでの制度では、社団、財団の設立において主務官庁が法人の設立と公益性の判断を一体的に行い、とくに公益性の判断は主務官庁が自由に判断できる制度となっていた。主務官庁の一体的判断で公益法人か否かが決定し、その結果として法人税が収益事業のみに課税される等の優遇措置を受けることが可能となっていた。こうした従来の制度に比べて、公益法人となることに関して明確な基準と統一的な判断を通じて行う制度に改革するのが今回の改革である。

なお、現行の社団法人、財団法人については特別の移行手続きが設けられており、公益社団法人、公益財団法人に移行するには、第一に移行に伴う定款変更案が一般社団・財団法人法、公益法人認定法並びに政省令の規定に適合するものであること、第二に公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること、の要件を満たす必要がある。

地方自治体の出資団体等で公益法人として地方自治体からの施設管理やそれに伴う業務を指定管理者となって担っている組織も多い。こうした組織では、まず自ら担っている業務が公益法人認定の対象事業であるかどうか(公益認定法第二条別表)を判断する必要がある。その際に、民間事業とは異なる事業自体の公益性を判断するものさしを明確化しておくことが有用となる。

その他、公益認定法第五条(公益認定の基準)では、六号で公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること、八号で公益事業比率が百分の五十以上になると見込まれるものであること、九号で遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれること、などが求められている。さらに具体的な認定の基準は、今後作成される細かな Q&A を検証しなければ分からないものの、地方自治体の出資団体等公益法人が担う業務に関して少なからず一定の見直しと考え方の整理を明確化しておく必要がある。